

千葉市公告第 4 9 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 7 月 2 8 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ワンズモール

所在地 千葉市稲毛区長沼町 330 番地 50

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 みずほ信託銀行株式会社

代表者の氏名 支配人 矢野 通

住 所 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
荷さばき施設No.1 (『図面 3-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)』参照)	220.1 m ²
荷さばき施設No.2 (『図面 3-1 建物配置図及び 1 階平面図 (変更前)』参照)	190.3 m ²
合 計	410.4 m ²

(変更後)

位 置	面 積
荷さばき施設No.1 (『図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)』参照)	220.1 m ²
荷さばき施設No.2 (『図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)』参照)	190.3 m ²
荷さばき施設No.3 (『図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図 (変更後)』参照)	57.3 m ²
合 計	467.7 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時間：午前 9 時 00 分

閉店時間：午後 10 時 00 分

(変更後)

開店時間：午前 9 時 00 分

閉店時間：翌午前 2 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
変更後	午前 8 時 30 分～翌午前 2 時 30 分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯
(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No.1 (『図面 3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)』)参照	午前6時～午後10時
荷さばき施設No.2 (『図面 3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)』)参照	午前3時～午後10時

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No.1 (『図面 3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)』)参照	午前6時～午後10時
荷さばき施設No.2 (『図面 3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)』)参照	午前3時～午後10時
荷さばき施設No.3 (『図面 3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)』)参照	午前6時～午後10時

4 変更する年月日

- (1) 令和4年3月1日(荷さばき施設の位置及び面積)
- (2) 令和3年8月1日(大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯)

5 変更する理由

営業計画変更のため

6 届出の年月日

令和3年6月30日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号 千葉市稲毛区役所地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和3年7月28日から令和3年11月29日まで(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

※添付図面については省略